

埼玉県公共事業景観形成指針チェックシート（平成 25 年度改訂版※）

※ 令和 3 年 4 月 1 日：景観協定の追加

※ 令和 5 年 2 月 20 日：景観協定の追加

本チェックシートは、県の公共事業による景観形成の向上を実現し、もって魅力と風格のある郷土の形成に寄与するため運用するものです。埼玉県景観条例第 19 条により、公共事業担当課所の発注事業には運用システムが適用されます。（埼玉県公共事業景観形成指針第 6）

対象事業に該当する場合は運用システムに基づき、チェックシートの提出が必要となります。

起工時及び完成時に、次ページ以降1**・**2**の【共通】及び【該当する事業分類項目】をチェックし、完成後に完成写真 1 枚以上（設計業務委託の場合は現況写真）を添えて、都市計画課総務・企画・景観担当 (a5330-19@pref.saitama.lg.jp) に電子メールで提出して下さい。**

「全ての設計業務委託」及び「1,000 万円以上の工事」のうち、下記のいずれかに該当する場合は対象事業となります。

〈景観配慮の必要性が高い区域における事業〉

- 国立公園、県立自然公園の区域内（森林管理道は除く）
- 重要伝統的建造物群保存地区（川越市の一部のみ指定）
- 景観地区（現在、指定はありません）
- 景観協定（オレンジ吉川美南地区景観協定〔吉川市〕、結美の丘景観協定〔さいたま市〕、ブルームスクエア志木・新座景観協定〔新座市〕、ことのは越ヶ谷景観協定〔越谷市〕、スマートハイムシティ朝霞景観協定〔朝霞市〕、ハナミズキ春日部・藤塚景観協定〔春日部市〕、ティアラ八潮グランオアシス景観協定〔八潮市〕）の区域内

〈景観配慮の必要性が高い工種〉

- 園地（都市公園に限らない、ポケットパーク・親水施設・庭園等を含む）
- 橋長 2.5 m 以上の橋梁（耐震補強・修繕のほか、仮設や製作のみの場合は除く）、水門
- 電線地中化
- 塗装（塗替えを含む）
- 建築（建築設備、屋上防水、内装、解体、耐震補強のみのものを除く）
- 計 L=100m 以上にわたり、照明灯や植栽帯（柵）、転落防止柵等（ガードレールやボラードを含む）が設置される道路・街路
- アスファルト舗装、コンクリート舗装以外の舗装をする道路・街路（自然石舗装、レンガ舗装、コンクリートブロック舗装、コンクリート平板ブロック舗装、磁器タイル舗装など）
- 河川や湖沼、用水路等の水面が（工事箇所から）眺められる道路・街路
- 計 L=100m 以上の擁壁、護岸等が整備される事業
- ※ 災害復旧や災害防除等の事業は対象外とする。
- ※ 地盤改良や路盤、杭等、将来的に地表に現れない部分のみの工事は対象外とする。
- ※ 雑草刈払い等の維持管理工事や補修工事は対象外とする（塗替え工事は対象）。
- ※ ほ場整備事業及び整備済地区における事業は対象外とする。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

※ 市町村等からの委託工事など、市町村等に帰属する公共施設の整備事業は対象外とする。

※ 同一年度に完了する複数工区の工事は、1件として取り扱うものとする。

※ 設計業務委託と工事を同一年度実施する場合は、1件として取り扱うものとする。

※ 本チェックシートにおいて「街路」は沿道に建物が並ぶ市街地の道路、「道路」はそれ以外を指す。

基本情報

| | | |
|-----------|-------------------------|-----------------|
| 記入者 情報 | 課所名 | 〇〇県土整備事務所 |
| | 担当名 | 道路施設担当 |
| 事業名 | 県道〇〇線 道路改築工事（〇工区） | |
| 事業概要 | 事業分類 | 道路改築 L=〇m、 W=〇m |
| | 道路・橋梁 | |
| 事業場所 | 〇〇市〇〇町〇丁目地内 | |
| 事業期間 | 令和 1 年 2 月 ～ 令和 1 年 9 月 | |

各項目は景観デザインの基本的な考え方を示したのですが、経済的制約条件を含め、各項目の工夫が望ましいかどうかは現場の状況に応じて判断されるものですので、工夫の適用を強制するものではありません。

| | |
|-----------------|--|
| 1 眺められる対象としての工夫 | 【共通】及び【該当する事業分類】をチェック |
| 2 眺める場所としての工夫 | 【共通】及び【該当する事業分類】をチェック (森林管理道、河川の管理用通路、土地改良事業などは対象外) |

1 眺められる対象としての工夫 について

【共通】

☒☒ 色彩制限基準に該当する色彩は各立面の1/3以下とする。

舗装、護岸など「各立面」が考えられないもの場合は色彩制限基準に該当する色彩は使用しない。

(指針の解説 P.45～54、<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5550/kouryaku.pdf>)

※無着色の石、土、レンガ、コンクリート、木材の他、耐候性鋼材や溶融亜鉛メッキ等は色彩制限基準に該当しない色彩として取り扱います。

※周辺の環境や構造物と調和した色彩を使用するよう心がけてください。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

- 同一の断面形状が長く連続しないように（単調に見えないように）する。
- 特に景観的配慮を要する場所では、転落防止柵等が閉鎖的に感じられないようにする。
- 水際線が直線的にならないようにする。
- 道路と河川、道路と公園、河川と公園などの境界部を一体的にする。
- 特に景観的配慮を要する場所では、舗装材（ブロック材）はなるべく小さい材料を使用する。
- 舗装面に適度な大きさで輪郭線の複雑な図を取り入れる。
- 植栽する箇所には地面に起伏を施す。
- 単調なコンクリート壁に造形（スリットや笠木、支壁のデザインなど）を施す。
- 敷地内に既存の自然環境を保全する。
- 埼玉県産材の利用により地域性を表現する。
- 形態意匠により地域性を表現する。
- 重要な目印となる地点にランドマークとなる樹木を配する。
- 十分な幅員を有する植栽帯を設ける。
- 郷土樹種等に考慮し、四季を感じられる樹木や草花を植栽する。

【道路・橋梁】

- 地形を生かした線形計画や、高架構造・上下線分離構造の採用等により、周辺の地形に調和させる。
- 法面の表情を和らげる。
- 道路敷に既存の樹木を保全する。
- 橋梁の形態意匠は周囲に与える圧迫感を和らげるものとする。
- シンプルで透過性の高い高欄デザインを採用する。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

【街路】

歩車道幅員比(Ds/D)をできるだけ大きく（見えるように）する。

特に景観上の配慮を要する街路において、車道部の舗装材料に変化をつける。輝度の高い塗装材の使用を避ける。

特に景観上の配慮を要する街路において、道路境界部または歩車道境界部の境界線をなるべく直線的にしない。

【河川・調節池等】

場所にあった材料を使用し、護岸の表情を和らげる。

良好な河川環境の形成を実現するため、多自然川づくりを基本とした川づくりとする。

【園地】

築山などにより地形をつくる。

園路を直線的な形状にしない。

【建築・まちなみ】

周辺の景観資源の眺めが阻害されないように、建物配置・形状を工夫する。

周辺との連続性を意識した調和した素材・色彩とする。

道路の延長線上に、ランドマークとなるような建築物を配置する。

沿道部分を道路と一体化させる。

木材の利用や良好に維持される壁面の緑化等により、柔らかな雰囲気を持たせる。

歴史的建築物を再生し活用している。

屋上設備等の付加要素が外部から直接見えない（目立たない）ように工夫する。

サイン類のデザインの統一を図る。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

【自由記述欄】

堀の景観を活かすため、30mm程度の横格子を使った透過性の高い転落防止柵を採用した。また、色彩も落ち着いたダークグレーとし、周囲になじませた。

2 眺める場所としての工夫 について

【共通】

山岳や建造物、水面等の景観資源が適度な見込み角で見える位置に眺望点（視点）を計画する。

（景観資源： ）

スロープや比高の小さい段差の活用により、柵等による視方向の立ち上がりを抑える。

樹木が眺望を妨げないように配慮する。

要所にベンチを設置する。また、ベンチから見せるものを意識し、ベンチの配置や向きを計画する。

ベンチは床仕上げによる分節やポケットパーク、植え込み等により自己領域（自分自身のヒューマンスケールな空間）を形成する。

ベンチの座面や床材、柵の手すりなどの部分に木材を使用する。

集客地の滞留用拠点では、飲食サービスが提供されるようにする。

水際をできるだけ緩い斜面とするなど、水面に近づきやすい（を眺めやすい）視点場を形成する。

高圧線鉄塔等への視線を遮る。

【道路・街路・橋梁】

山岳や建築物などがアイストップとなるように線形を計画する。

（景観資源： ）

特に景観上の配慮を要する場所において、電柱、街路灯や電線共同溝の地上機器等をできるだけ壁面に寄せるようにする。

該当する項目については左のチェックボックスをチェックし（起工時）、実際に工夫をした場合に右のチェックボックスをチェックして下さい（完成時）。

良好な沿道景観が眺められる場所では、視方向の立ち上がり（街路樹、街路灯、ガードレール、ボラード等）ができるだけ目立たないようにする。

(景観資源 :)

標識、照明、信号、電柱などの一部を共架する（電線地中化も含む）。ストリートファニチャーの色彩や形態に一体感を持たせる。

歩行者通行量の特に多い街路等では、車道部との位置関係を十分に考慮して休憩スペースを整備する。

道路敷に余裕がある場合、路肩や歩車道境界部をソフトショルダー（自然な起伏のある幅広の路肩）とする。

【河川・調節池等】

特に景観上の配慮を要する場所では、ヒューマンスケールな親水空間を整備する。

天端部・法面・護岸を一体的に整備することや、高水敷を利用可能な空間として整備することにより、居心地よく眺める場所を整備する。

(景観資源 :)

【建築・まちなみ】

水辺や樹林など、外部の既存の景観資源が眺められるようにする。

(景観資源 :)

中庭や屋上庭園、デッキ等の設置により、明るく開放的な視点場を整備する。

T字路・Y字路・カーブなどを多用したまちなみを形成する。

【自由記述欄】

堀側の植樹は景観を阻害しないように50mおきに配置した。